
QA36 同意書兼問診票の提出期限を過ぎて提出した場合でも、検査は受けられますか

受診できます。ただし、次の検査（先行検査が未受診の場合、本格検査）が始まるまでに受診してください。放射線医学県民健康管理センターにご連絡いただければ、検査日や検査会場をご案内いたします。

なお、ホームページでもご確認いただけます。

福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターホームページ

平成 26 年度及び 27 年度検査スケジュール

<http://fukushima-mimamori.jp/thyroid-examination/#koujousenSch26>

出典：福島県立医科大学 放射線医学県民健康管理センターウェブサイトより作成

出典の公開日：2015 年 3 月 31 日

本資料への収録日：2015 年 3 月 31 日